



2022年10月24日

各 位

上場会社名 株式会社 地域新聞社  
代表者名 代表取締役社長 山田 旬  
(コード 2164)  
問合せ先 取締役管理本部本部長  
松川 真士  
(TEL. 047-485-1107)

### 当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の導入について

当社は、本日開催の取締役会において、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）を定めるとともに、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ（2））として、2022年11月24日開催予定の当社第38期定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）において、株主の皆様にご承認いただくことを条件として、下記の内容の当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）を導入することを決議いたしましたのでお知らせします。

本プランの導入を決定した上記の取締役会には、独立社外取締役1名を含む取締役全員が出席し、全員一致で承認可決されるとともに、監査役全員（全て独立社外監査役）が出席し、本プランが適正に運用されることを条件に異議がない旨の意見が表明されております。

## I. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、特定の者による当社株式の大量取得行為の提案を受け入れるか否かは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上に資するものであれば、これを否定するものではなく、最終的には株主の皆様への判断に委ねられるべきものであると認識しております。

しかし、地域密着型の新聞等発行事業及び折込チラシ配布事業等という当社の事業の運営にあたっては、取引先である地域の広告主や広告代理店、読者である地域社会の方々から長年に亘っていただいている信頼が重要であり、その基盤となる高い配布率や地域密着型のコンテンツ力を支える専属のポストメイト（戸別配布員）やライターとの強固な関係性に基づく当社独自の地域に根ざした事業展開が非常に重要であります。当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者において、これらに対する理解がない場合には、当社の企業価値又は株主共同の利益の確保・向上が妨げられる可能性があります。

当社は、当社株式の大量取得行為が行われる場合、買付者からの必要かつ十分な情報の提供なくしては、当該大量取得行為が当社の企業価値又は株主の皆様への共同利益に及ぼす影響を、株主の皆様にご判断いただくことは困難であると考えます。また、大量取得行為の中には、ステークホルダーとの良好な関係を保持することができない可能性がある等、当社の企業価値の源泉が長期的にみて毀損されるおそれがあるもの、当社の企業価値又は株主の皆様への共同利益が損なわれるおそれのあるものも考えられます。

上記の観点から、当社取締役会は、大量取得者に株主の皆様のご判断のための必要かつ十分な情報を提供するよう求めたうえ、大量取得者の提案が当社の企業価値又は株主の皆様への共同利益に及ぼす影響について当社取締役会が評価・検討できるようにすることが必要であると考えております。また、当社の企業価値・株主共同の利益を損なう大量取得行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であることから、当社取締役会は、そのような者による大量取得行為に対して必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保することが、株主の皆様への負託を受けた者の責務であると考えております。

## II. 基本方針の実現に資する特別な取組み

### 1. 当社の企業価値の源泉について

当社は、1984年に創業し、38年にわたり、千葉県・埼玉県・茨城県の首都圏3県でフリーペーパー「ちいき新聞」を発行し、地域に密着した情報を発信し続けてまいりました。大人から子どもまで、あらゆる世代に安心して読んでいただくための厳格な掲載基準を設け、地域で生活しているライターによる細やかな地域情報の収集により、高い信頼を誇る媒体として成長してまいりました。当社独自の配布網を構築し、高い配布率を維持している点も、広く情報を周知させたい取引先や自治体から高い評価を頂いています。

当社の企業価値の源泉は、以下の点にあると考えております。これらはいずれも、当社がこれまで短期的な利益のみを追求することなく、地域に寄り添い、読者や取引先と強固な信頼関係を築いてきた結果、培われてきたものであります。

### (1) 地域のポストへ強くつながる配布インフラ

「ちいき新聞」の配布にあたっては、専属のポストメイト（戸別配布員）が各家庭に手配りで配布を行っております。毎週約 201 万部（2022 年 8 月末現在）の配布を行うために、約 3,000 名のポストメイト（配布員）が新聞を購読していない家庭にも、毎週直接配布を行っているため、エリアの平均カバー率は約 90%と非常に高い配布率を誇っております。こうした配布網は、より多くの人に情報を届けたいという取引先・自治体からのニーズを捉え、事業の成長に寄与しております。

### (2) 取引先との強固なつながり

「ちいき新聞」の継続的な発行のためには、地域の企業からの広告出稿が必要ですが、多くの広告出稿を頂くためには、取引先からの信頼が重要であります。当社は発行エリアを 45 エリアに細分化し、それぞれのエリアに営業担当を配置しております。それぞれの営業担当が地元企業と緊密にコミュニケーションをとり、親身になって相談に乗る営業活動を継続して行ってきたことで、年間 7,000 社以上との取引につながっております。

### (3) 地域密着型情報コンテンツ力

「ちいき新聞」は約 3~4 万世帯ごとにエリアを区切り、エリアごとに特色ある紙面編集を行っております。細かいエリア区分を行うことで、生活圏内の情報を届けることが可能となり、読者からの高い支持につながっていると考えております。また、厳格な掲載基準を設け、地域で生活しているライターによる細やかな地域情報の収集に基づくコンテンツを提供していることから、当社の発信する情報への信頼度は高く、その信頼を土台として、優良な業者を紹介するサービス（マッチング事業）といった新たなビジネス展開が生まれてきました。

また、当社は「人の役に立つ」を経営理念とし、「地域の人と人をつなぎ、あたたかい地域社会を創る」をミッションとして掲げており、乳がん検診の啓発活動であるピンクリボン運動の一環として地域でのイベントを実施したり、「ちいき新聞」の配布中に異変を発見した場合に行政団体と連携をとる「地域見守り隊」の活動を行うなど、地域の社会貢献活動にも力を注いでまいりました。上記(1)~(3)に加え、株主、取引先、仕入先・協力企業、従業員、地域社会の方々等と永年にわたって築いてきた良好で強固な関係が当社の企業価値を強く支えているものと考えております。

## 2. 企業価値向上への取組み

当社は 1984 年の創業以降、千葉県八千代市からスタートし、首都圏でのフリーペーパー発行エリアの拡大を目指してまいりました。2022 年 8 月末現在、発行エリアは千葉県・埼玉県・茨城県の首都圏 3 県 45 エリアまで広がり、週間の発行部数は約

201 万部となっております。

広告業界においては、WEB 広告の進展に伴う顧客獲得・価格競争が恒常化しており、厳しい経営環境が続いておりますが、このような環境の下、当社は地域密着・エリア細分化・高い配布率を武器として、地元の中小企業に限られた予算内で効果的な販促活動ができるインフラを提供することで他社との差別化をはかり、経営理念「人の役に立つ」を体現してまいりました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の感染拡大後は、緊急事態宣言や蔓延防止措置に伴う不要不急の外出自粛、店舗への営業自粛要請を受け、企業の販促需要が急速に縮小し、当該感染症の影響が長引くに従い、当社主要顧客である中小企業の経営状態に打撃を与え、現在もその影響は継続しています。また、ウクライナ情勢の影響による原材料価格やエネルギー価格の高騰、急激な円安の進行による物価高騰等不安定な状況は続いており、当面は経済活動に影響が出ると考えられます。

このような状況の下、当社は 2022 年 10 月 24 日に公表した「事業計画及び成長可能性に関する事項」に基づき、中長期的な企業価値向上に向けて以下の取組みを行っております。

#### (1) コア事業による安定収益の確保

コア事業である新聞等発行事業と折込チラシ配布事業において安定した売上と利益を確保することは当社の企業価値向上にとって最も重要な事項であります。新聞等発行事業においては、WEB 広告とは違う訴求ポイントをしっかりと顧客に伝え、紙媒体ならではの広告効果を実感していただくことに注力しております。また、広告効果を最大化するために、掲載される広告や記事一つ一つにこだわり、地域に密着した魅力あるコンセプトの紙面や企画特集を発信し続けることによってメディアとして成長し続け、「ちいき新聞」の“ファン”を増やしてまいります。

折込チラシ配布事業については、現在最も安定している主力事業となっております。これまで同様、それぞれの地域にカスタマイズされた独自の地図情報システム（「GIS」）を活用した、根拠のある提案を継続し、高い配布率を生かして支持を得てまいります。

これらを実現・加速させるためのカギとなるのが、ウェビナーの継続実施、コーポレートサイトの強化、WEB 広告の積極運用等による「マーケティング機能」の強化、メール送信や架電による顧客との接触頻度増を目的とした「インサイドセールス」の強化、適切なタイミングで適切な商材を提案することや顧客満足度向上を目的とした「カスタマーサクセス」の強化であります。見込みの獲得～育成・アフターフォローまでを、量と質両面から計画的に連動して行う仕組みを構築することで、これまで以上の契約社数増加と、顧客継続率の向上を目指しております。

#### (2) WEB 事業の強化

本格的に WEB での収益化を加速させるべく、これまで運営してきたコミュニティ

サイト「チイコミ！」を、人財投入により一新いたします。

WEB ならではの検索性・利便性と、地域密着媒体を発行しているからこそ得られるニッチな情報を組み合わせ、さらに動画コンテンツを取り入れながら発信することで、より地域密着で、より地域の魅力を感じることができるような、全県民にとって必要不可欠な WEB プラットフォームの構築を目指し、リニューアルの準備を進めております。

### (3) ヒューマンリソース事業の継続発展

コロナ禍においても好調であり、多くの顧客から支持を得ているヒューマンリソース事業をさらに飛躍させ、収益の柱としてまいります。具体的には、求人専門媒体「Happiness」の発行頻度増加、「Happiness WEB」の強化、有料職業紹介事業「おしごと紹介」の本格始動、リアルイベント「おしごとフェア」の開催など、人材領域において求人企業・求職者双方に役に立つサービスをラインナップし、より多くの場面で「つなぐ」役割を果たすため、経営資源を投入し、事業の強化を図っております。

### (4) 未来投資

上記の取組みと同時に、未来に向けた動きも加速しております。当社が保有する顧客情報、読者や「チイコミ！」、マッチングサービスなどのユーザー情報を一元管理し、データベース化することで、ユーザーの「欲しい情報・欲しいモノが、欲しいタイミングで提供される」サービスの元となるデータを当社が把握可能となります。そうしたデータを駆使し、適切な商品・サービスが適切なタイミングで販売・提供されることで売上増・継続率向上が図れるだけでなく、EC 事業・マッチング事業等の BtoC 領域発展にもつなげられると考えております。

### (5) 財務基盤の安定

上記対策を着実に、スピード感を持って実行することで、経常黒字の常態化と継続的な企業価値向上を実現し、株主の皆様、マーケットからご支持いただける状態を築きつつ、未来投資のために各種資本政策を検討しながら資本増強を図ります。また、金融機関との緊密な連携関係を継続し、財務基盤の安定化に努めてまいります。

当社では、以上の経営戦略のもと、ブランドミッションである「地域の人と人をつなぎ、あたたかい地域社会を創る」を一つ一つ実現させていくことで、当社に信頼を寄せていただいている全てのステークホルダーの期待にお応えしていきます。

## 3. コーポレート・ガバナンスの強化

### (1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、「人の役に立つ」を経営理念とし、「働く人達」、「地域社会」、「国家」の役に立つ企業となることを目標としており、お客様・読者・取引先・地域社会をはじめ、株

主及び投資家からの信用をより高めることが重要であると認識しております。この認識を踏まえて、健全で透明性が高く、経営環境の変化に柔軟に対応できる組織を構築することが重要であり、これを構築することによって実効的なコーポレート・ガバナンスを実現することが必要であると考えております。

## (2) 企業統治の体制の概要

当社は監査役制度を採用し、機関としては取締役会、監査役会及び経営会議を有しております。

取締役会は、社外取締役1名を含む4名の取締役(代表取締役社長山田旬、松川真士、金箱義明、田中康郎)で構成されており、原則毎月1回以上開催し、経営の意思決定機関及び取締役の職務執行を監視、監督する機関としての役割を果たしております。

監査役会は、社外監査役3名(常勤監査役色部文雄並びに監査役小泉大輔及び丸野登紀子)で構成されており、原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催しております。各監査役の取締役会への出席のほか、社内重要会議への常勤監査役の出席を通じて、取締役及び取締役会の業務執行を監視するとともに、経営全般に対して監査機能を発揮しております。

経営会議は、取締役等で構成されており、原則隔週1回開催し、日常の個々の業務遂行における報告、検討・協議及び決定を行っております。

当社の取締役のうち田中康郎は独立社外取締役であり、また、当社の監査役は全員が独立社外監査役であります。当社の独立役員はそれぞれ法務・財務・会計等の知見や企業経営の経験を有しており、経営の透明性を高めるとともに、客観的な立場からの経営の監督、適切な助言が得られる体制としております。

上記のほか、当社は、最新のコーポレートガバナンス・コードを踏まえながら、コーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでおります。当社のコーポレート・ガバナンス体制の詳細につきましては、当社のコーポレート・ガバナンスに関する報告書(2021年11月26日)をご参照ください。

## III. 本プランの目的及び内容

### 1. 本プランの目的

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、上記I.に記載した基本方針に沿って導入されるものです。

当社取締役会は、基本方針に定めるとおり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大量取得行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。本プランは、こうした不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大量取得行為を抑止するとともに、当社株券等に対する大量取得行為が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案する、あるいは株主の皆様にかかる大量取得行為に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保す

ること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることを目的としております。

なお、当社は、本日付で、本定時株主総会において承認いただくことを条件としてノンコミットメント型ライツ・オファリング（以下「本ライツ・オファリング」といいます。）を実施することを公表しております。本ライツ・オファリングにおいては、2023年4月10日における当社以外の当社株主に対し、その有する当社普通株式1株につき1個の割合で、当社第5回新株予約権が無償で割り当てられ当該新株予約権は東京証券取引所に上場されます。当該新株予約権の上場は、無償割当を受けた新株予約権の行使を望まない株主が、市場で新株予約権を適切な価格で売却することで、株式価値の希薄化により生じる不利益の全部又は一部を補うことを可能とし、既存株主の利益を保護するために行われるものですが、その反面、当該新株予約権の上場期間中において、当社の発行済株式総数（自己株式を除く。）と同数の新株予約権が市場において売買可能な状態となるため、第三者が市場において当該新株予約権を大量に取得することで、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大量取得行為が行われやすい状況が生じることになります。

当社は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響や競争環境の激化といった要因による厳しい経営環境において、前述の「事業計画及び成長可能性に関する事項」の各施策を具現化することで、中長期的に事業成長スピードを上げるためには、財務基盤を強化するとともに、更なる成長戦略を推し進めるための資金の調達が必要不可欠であり、本ライツ・オファリングの実施は、当社の企業価値、ひいては株式価値の向上に繋がるものと考えております。そして、本ライツ・オファリングにおいて当該新株予約権が上場されることは、当社による資金調達による株式価値の希薄化の影響を低減し、既存株主の利益を保護するために極めて重要な要素と考えております。しかしながら、ライツ・オファリングという資金調達手法の性質上、当該新株予約権の上場期間中において、当社の発行済株式総数（自己株式を除く。）と同数の新株予約権が市場において売買可能な状態となるため、かかる状態を奇貨として不適切な者により当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大量取得行為が行われるおそれがあり、その場合に、当該大量取得行為を行う者に株主の皆様のご判断のための必要かつ十分な情報を提供するよう求めたうえ、大量取得者の提案が当社の企業価値又は株主の皆様の共同利益に及ぼす影響について当社取締役会が評価・検討できるようにするとともに、当社の企業価値・株主共同の利益を損なう大量取得行為を行う者による大量取得行為に対して必要かつ相当な対抗措置を採ることができるようにしておくことが、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保のために不可欠と考えております。なお、当社株式の市場における取引状況や対象となる会社との協議等を経ずに株券等を大量に取得する事例が増加している昨今のわが国の資本市場の状況等も併せ鑑みると、本ライツ・オファリングに際して上記の不適切な者による大量取得行為が行われることを抑止する必要性は特に高いものと考えております。

このように、既存株主の利益に配慮した資金調達手法である本ライツ・オファリングによる資金調達を成功させ、当社の財務基盤の強化と更なる成長戦略推進のための

資金を確保することと、その際に生じる状態を奇貨として、不適切な者により当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大量取得行為が行われることを抑止することは、いずれも当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するものであり、両者はいわば車の両輪として、株主の皆様にとって共に重要であると考えております。

なお、金融商品取引法では、一定の大量取得行為に対し公開買付けを義務付けるとともに、大量取得行為に関する開示や手続に係るルールを定めておりますが、公開買付け規制は原則として市場内取引には適用されない上、現在の公開買付け制度だけでは、株主の皆様に対して、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を図るために必要な情報と熟慮の機会が十分に提供されないおそれがあると考えております。そのため、当社としては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し向上させるためには、本ライセンス・オファリングに際し、本プランの導入が必要と考えております。なお、当社株券等の取得行為は、本ライセンス・オファリングにおいて割り当てられた新株予約権の行使率が低いほど本プランの適用対象に該当しやすくなるため、かかる取得行為が本プランの適用対象となるか否かについては、取得者が取得した当社株券等の数や当該新株予約権の実際の行使動向等を踏まえて判断する方針です。本ライセンス・オファリングの詳細は、本日付「ノンコミットメント型ライセンス・オファリングに関するお知らせ」をご参照ください。

なお、2022年8月31日現在の当社の大株主の状況は別添のとおりです。現時点においては、当社が特定の第三者から当社株券等の大量取得行為を行う旨の提案を受けている事実はありません。

また、当社の筆頭株主である株式会社エンジェル・トーチ（以下「エンジェル・トーチ」といいます。）の2022年8月31日時点における当社株式に係る議決権所有割合は29.99%となっておりますが、エンジェル・トーチは当社の安定株主として当社と友好的な関係を構築しており、現時点において、本プランの適用対象とはなりません。エンジェル・トーチは、2022年8月25日付で、当社との間で、2023年2月28日まで原則として当社の同意なしにエンジェル・トーチの保有する当社株式の第三者への売却等を行わない旨の合意書を締結しておりますが、2023年3月1日以降については当社株式を保有し続けることについての合意は存在いたしません。したがって、エンジェル・トーチの事情により、当社株式について譲渡その他の処分がなされ、今後議決権所有割合が低下する可能性は否定できません。また、当社は、上記のとおり、本定時株主総会において承認いただくことを条件として本ライセンス・オファリングを実施することも予定しており、将来的な当社の株主構成は変化する可能性があります。そのため、エンジェル・トーチの現在の当社株式の保有状況にかかわらず、今後当社株券等に対し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するような大量取得行為が行われる可能性は十分にあり得るといえ、大量取得行為が発生した場合に株主の皆様に必要な情報や時間を確保する重要性は他社と比較してもなんら変わらないことから、当社取締役会は事前の対応策の導入が必要であると判断しております。

## 2. 本プランの概要

本プランは、当社株券等の20%以上を買取しようとする者が現れた際に、買取者に事前の情報提供を求める等、上記の目的を実現するために必要な手続を定めております。

買取者は、本プランに係る手続に従い、当社取締役会において本プランに基づく対抗措置を発動しない旨が決定された場合に、当該決定時以降に限り当社株券等の大量取得行為を行うことができるものとされています。

買取者が本プランに定められた手続に従わない場合や当社株券等の大量取得行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがある場合等で、本プランに基づく対抗措置の発動要件を満たす場合等には、当社は、買取者等による権利行使は原則として認められないとの行使条件及び当社が買取者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権に係る新株予約権無償割当てその他の法令及び当社定款の下でとりうる合理的な施策を実施します。本プランに従って新株予約権の無償割当てがなされ、その行使又は当社による取得に伴って買取者以外の株主の皆様が当社株式が交付された場合には、買取者の有する当社の議決権割合は、最大約50%まで希釈化される可能性があります。

当社は、本プランに基づく対抗措置（新株予約権の無償割当て）の発動、不発動等の判断については、取締役の恣意的判断を排するため、当社経営陣から独立した社外取締役、社外監査役及び社外の有識者から構成される独立委員会を設置し、その客観的な判断を経るものとしております。また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の場合には、株主総会を開催し、株主の皆様のご意思を確認します。

こうした手続の過程については、適宜株主の皆様に対して情報開示を行い、その透明性を確保することとしております。

## 3. 本プランの内容（基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み）

### (1) 本プランに係る手続等

#### (a) 対象となる買付等

本プランは、下記①、②若しくは③に該当する当社株券等の買付その他の取得又はこれらに類似する行為（これらの提案<sup>1</sup>を含みます。）（当社取締役会が本プランを適用しない旨別途認めたものを除くものとし、以下「買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。

記

---

<sup>1</sup> 第三者に対して買付等を勧誘する行為を含みます。

- ① 当社が発行者である株券等<sup>2</sup>について、保有者<sup>3</sup>の株券等保有割合<sup>4</sup>が 20%<sup>5</sup>以上となる買付その他の取得
- ② 当社が発行者である株券等<sup>6</sup>について、公開買付け<sup>7</sup>を行う者の株券等所有割合<sup>8</sup>及びその特別関係者<sup>9</sup>の株券等所有割合の合計が 20%以上となる公開買付け
- ③ 上記①若しくは②に規定される各行為の実施の有無にかかわらず、(i)当社の株券等の取得をしようとする者又はその共同保有者<sup>10</sup>若しくは特別関係者（以下本③において「株券等取得者等」といいます。）が、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下本③において同じとします。）との間で行う行為であり、かつ、当該行為の結果として当該他の株主が当該株券等取得者等の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該株券等取得者等と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係<sup>11</sup>を樹立するあらゆる行為<sup>12</sup>であって、(ii)当社が発行者である株券等につき当該株券等取得者等と当該他の株主の株券等保有割合の合計が 20%以上となるような行為

買付等を自ら単独で又は他の者と共同乃至協調して行う又は行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）は、本プランに定められる手続に従うものとし、本プランに従い当社取締役会が新株予約権（その主な内容は下記(3)「本新株予約権の無償割当ての概要」に定めるとおりとし、以下に係る新株予約権を「本新株予約権」といいます。）の無償割当て等の不実施に関する決議を行うま

<sup>2</sup> 金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に定義されます。本書において別段の定めがない限り同じとします。

<sup>3</sup> 金融商品取引法第 27 条の 23 第 3 項に基づき保有者に含まれる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本書において同じとします。

<sup>4</sup> 金融商品取引法第 27 条の 23 第 4 項に定義されます。本書において同じとします。

<sup>5</sup> 仮に本プラン導入時において、既に当社の株券等について 20%以上の株券等保有割合を有する保有者がいたことが大量保有報告書により確認された場合には、当該保有者との関係においては、本プラン導入時において保有していた株券等保有割合として当社取締役会が認めた割合とするものとします。その場合、当社取締役会において本書における関連箇所を適宜見直すものとします。

<sup>6</sup> 金融商品取引法第 27 条の 2 第 1 項に定義されます。

<sup>7</sup> 金融商品取引法第 27 条の 2 第 6 項に定義されます。本書において同じとします。

<sup>8</sup> 金融商品取引法第 27 条の 2 第 8 項に定義されます。本書において同じとします。

<sup>9</sup> 金融商品取引法第 27 条の 2 第 7 項に定義されます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。ただし、同項第 1 号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第 3 条第 2 項で定める者を除きます。本書において同じとします。

<sup>10</sup> 金融商品取引法第 27 条の 23 第 5 項に規定される共同保有者をいい、同条第 6 項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本書において同じとします。

<sup>11</sup> 「当該株券等取得者等と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定は、新たな出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、デリバティブや貸株等を通じた当社株券等に関する実質的な利害関係等の形成や、当該株券等取得者等及び当該他の株主が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎として行うものとします。

<sup>12</sup> 本文の③所定の行為がなされたか否かの判断は、当社取締役会が合理的に判断するものとします。なお、当社取締役会は、本文の③所定の要件に該当するか否かの判定に必要とされる範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることがあります。

での間、買付等を実行してはならないものとします。

(b) 意向表明書の提出

買付者等は、買付等の開始又は実行に先立ち、別途当社の定める書式により、本プランの手續を遵守する旨の誓約文言等を含む法的拘束力のある書面（買付者等の代表者による署名又は記名捺印のなされたものとし、また、条件又は留保等は付されてはならないものとします。）及び当該署名又は捺印を行った代表者の資格証明書（以下、これらをあわせて「意向表明書」といいます。）を当社に対して提出していただきます。意向表明書には、買付者等の氏名又は名称、住所又は本店、事務所等の所在地、設立準拠法、代表者の氏名、日本国内における連絡先及び企図されている買付等の概要等を明示していただきます。なお、意向表明書及び下記(c)に定める買付説明書その他買付者等が当社又は独立委員会に提出する資料における使用言語は日本語に限ります。

(c) 買付者等に対する情報提供の要求

当社は、意向表明書を受領した日から10営業日以内に、買付説明書（以下に定義されます。）の様式（買付者等が当社に提供すべき情報のリストを含みます。）を買付者等に対して交付いたします。買付者等は、当社が交付した書式に従い、下記の各号に定める情報（以下「本必要情報」といいます。）等を記載した書面（以下「買付説明書」と総称します。）を当社取締役会に対して提出していただきます。なお、当社は、必要に応じて、買付者等に対し買付説明書その他の情報の提供に期限を設定することがあります。

当社取締役会は、買付説明書を受領した場合、速やかにこれを独立委員会（独立委員会の委員の選任基準、決議要件、決議事項等については、別紙1「独立委員会規則の概要」、本プラン導入時の独立委員会の委員の略歴等については、別紙2「独立委員会委員略歴」に記載のとおりです。）に送付します。独立委員会は、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、適宜回答期限を定めた上、追加的に情報を提供するように求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限までに、かかる情報を追加的に提供していただきます。

記

- ① 買付者等及びそのグループ（共同保有者、特別関係者及び買付者等を被支配法人等<sup>13</sup>とする者の特別関係者）の詳細（名称、資本関係、財務内容、経営成績、過去の法令違反等の有無及び内容、並びに当該買付者等による買付等と同種の過去の取引の詳細等を含みます。）<sup>14</sup>
- ② 買付等の目的、方法及び具体的内容（対価の価額・種類、時期、関連する取引

<sup>13</sup> 金融商品取引法施行令第9条第5項に定義されます。

<sup>14</sup> 買付者等がファンドの場合は、各組合員その他の構成員について①に準じた情報を含みます。

の仕組み、方法の適法性、実現可能性等を含みます。)

- ③ 買付等の価格及びその算定根拠
- ④ 買付者等と第三者との間の当社の株券等に関する合意の内容及び買付者等による当社の株券等の過去の取得に関する情報
- ⑤ 買付等の資金の裏付け（買付等の資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ⑥ 買付等の後における当社の経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
- ⑦ 買付等の後における当社の株主（買付者等を除きます。）、当社の従業員、取引先、顧客等の利害関係者に対する対応方針
- ⑧ 当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策
- ⑨ 反社会的勢力との関係に関する情報
- ⑩ その他当社取締役会又は独立委員会が合理的に必要と判断する情報

(d) 買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の検討

① 当社取締役会に対する情報提供の要求

独立委員会は、買付者等から買付説明書その他の情報（追加的に提出を求めた情報も含みます。以下同じとします。）が提出されたと合理的に認めた場合、当社取締役会に対しても、適宜回答期限（以下「取締役会検討期間」といいます。）を定めた上、買付者等の買付等の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものとし、以下同じとします。）及びその根拠資料、代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報等を提供するよう要求することができます。

② 独立委員会による検討等

独立委員会は、買付者等からの買付説明書その他の情報等の提供が十分になされたと認めた場合、情報等の受領から90日間が経過するまでの間（取締役会検討期間を含み、以下「独立委員会検討期間」といいます。）、買付等の内容の検討、買付者等と当社取締役会の経営計画・事業計画等に関する情報収集・比較検討、及び当社取締役会の提供する代替案の検討等を行います。

独立委員会の判断が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、税理士、コンサルタントその他の専門家の助言等を得ることができるものとし、

また、独立委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から当該買付等の内容を改善させるために必要であれば、直接又は間接に、当該買付者等と協議・交渉等を行うものとし、買付者等は、独立委員会が、直接又は間接に、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとし、

なお、独立委員会は、買付者等の買付等の内容の検討・代替案の検討・買付者

等との交渉等に必要とされる合理的な範囲内（ただし、30 日間を上限とするものとし、）で、独立委員会検討期間を延長することができるものとし、ます。

(e) 独立委員会の勧告

独立委員会は、買付等が下記(2)「本新株予約権の無償割当て等の要件」において定められる発動事由（同(2)に記載される準発動事由も含み、以下「本発動事由」と総称します。）に該当すると判断した場合等には、引き続き買付者等より情報提供を受ける必要や買付者等との間で交渉・協議等を行う必要がある等の特段の事情がある場合を除き、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当て）その他の法令及び当社定款の下でとりうる合理的な施策（以下「本新株予約権の無償割当て等」と総称します。）を実施することを勧告します。なお、独立委員会は、本新株予約権の無償割当て等を実施するにあたり、予め株主意思の確認を得るべき旨の留保を付すことができるものとし、ます。

上記にもかかわらず、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、本新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、又は本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては本新株予約権を無償にて取得すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとし、ます。

(i) 当該勧告後に買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合

(ii) 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じる等の理由により、本発動事由が存しなくなった場合

他方、独立委員会は、買付等について本発動事由に該当するとの判断に至らなかった場合は、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当て等を実施すべき旨の勧告を行わないものとし、ます。

上記にもかかわらず、独立委員会は、その後も、当該判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付等が本発動事由に該当することとなった場合には、本新株予約権の無償割当て等を実施すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとし、ます。

上記のほか、独立委員会は、買付等について、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を害するおそれがある場合、その理由を付して、株主総会を開催し買付者等の買付等に関する株主意思の確認を行うこと等を勧告することもできるものとし、ます。

(f) 取締役会の決議

当社取締役会は、次の(g)に基づき株主意思確認総会を開催する場合には、当該株主意思確認総会の決議に従い決議を行うものとし、ます。また、当該株主意思

確認総会が開催されない場合には、独立委員会からの上記(e)に従った勧告を最大限尊重して、本新株予約権の無償割当て等の実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。

(g) 株主意思確認総会の開催

当社取締役会は、(i)上記(e)に従い、独立委員会が、本新株予約権の無償割当て等の実施に際して、予め株主意思の確認を得るべき旨の留保を付した場合、若しくは買付者等の買付等に関する株主意思の確認を行うことを勧告した場合、又は(ii)ある買付等について発動事由その2の該当可能性が問題となっており、当社取締役会が、買付等に対して本新株予約権の無償割当て等を実施すべきと考える場合であって、かつ、当社取締役会が、株主総会の開催に要する時間等を勘案した上で、善管注意義務に照らし、株主意思を確認することが適切と判断する場合には、株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）を招集し、株主の皆様意思を確認することができるものとします。

(h) 情報開示

当社は、本プランの運用に際しては、適用ある法令又は金融商品取引所の規程等に従い、本プランの各手続の進捗状況（意向表明書・買付説明書が提出された事実、独立委員会検討期間が開始した事実及び独立委員会検討期間の延長が行われた事実を含みます。）又は独立委員会による勧告等の概要、当社取締役会の決議の概要、その他独立委員会又は当社取締役会が適切と考える事項について、適時に情報開示を行います。

(2) 本新株予約権の無償割当て等の要件

本プランに基づく対抗措置として本新株予約権の無償割当てを実施するための要件は、下記のとおりです。なお、上記(1)「本プランに係る手続等」(e)記載のとおり、下記の要件の該当性については、必ず独立委員会の勧告を経て決定されることになります。

記

発動事由その1

本プランに定められた手続に従わない買付等であり（買付等の内容を判断するために合理的に必要とされる時間や情報の提供がなされない場合を含みます。）、かつ本新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合

発動事由その2

下記のいずれかに該当し、かつ本新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合

(a) 下記に掲げる行為等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する

明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合

- ① 株券等を買占め、その株券等について当社又は当社関係者等に対して高値で買取りを要求する行為
  - ② 当社の経営を一時的に支配して、当社グループの重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
  - ③ 当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
  - ④ 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為
- (b) 強圧的二段階買付(最初の買付条件よりも二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の買付等を行うことをいいます。)等、株主に株券等の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合
- (c) 買付等の条件(対価の価額・種類、時期、方法の適法性、実現可能性、又は買付等の後における当社の他の株主、当社の従業員、顧客、取引先その他の当社に係る利害関係者に対する方針等を含みます。)が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適当な買付等である場合
- (d) 当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社の従業員、顧客、取引先、地域社会その他のステークホルダーとの関係を損なうこと等により、当社の企業価値又は株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす買付等である場合

上記のほか、当社は、上記の各発動事由に準じる要件が充足され、かつ、相当性を有する場合(本プランにおいて「準発動事由」といいます。)には、本プランの発動として法令及び当社定款の下でとりうる合理的な施策を講じることがあります。この場合も、上記(1)「本プランに係る手続等」(e)のとおり、必ず独立委員会の勧告を経て決定されることとなります。

### (3) 本新株予約権の無償割当ての概要

本プランに基づき本新株予約権の無償割当てを実施する場合の概要は、以下のとおりです。

#### (a) 本新株予約権の数

本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議又は株主総会決議(以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。)において別途定める一定の日(以下「割当期日」といいます。)における当社の最終の発行済株式総数(ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。)と同数とします。

#### (b) 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主(以下「割

当対象株主」といいます。) に対し、その有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を割り当てます。

(c) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

(d) 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権1個の目的である当社株式の数(以下「対象株式数」といいます。)は、原則として1株とします。

(e) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額は、1円を下限とし当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で本新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。なお、「時価」とは、本新株予約権無償割当て決議に先立つ過去90日間(取引が成立しない日を除きます。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の各日の終値の平均値(気配表示を含みます。)に相当する金額とし、1円未満の端数は切り上げるものとします。

(f) 本新株予約権の行使期間

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日を初日(以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。)とし、原則として、1か月間から6か月間までの範囲で本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。

(g) 本新株予約権の行使条件

(Ⅰ) 特定大量保有者<sup>15</sup>、(Ⅱ) 特定大量保有者の共同保有者、(Ⅲ) 特定大量買付者<sup>16</sup>、(Ⅳ) 特定大量買付者の特別関係者、若しくは(Ⅴ) 上記(Ⅰ)乃至(Ⅳ)に該当する

<sup>15</sup> 原則として、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%(脚注5に記載された理由により当社取締役会が20%を超える割合を認めた場合には、当該割合)以上である者(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量保有者に該当しないものとします。本書において同じとします。

<sup>16</sup> 原則として、公開買付けによって当社が発行者である株券等(金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下本脚注において同じとします。)の買付等(同法第27条の2第1項に定義されます。以下本脚注において同じとします。)を行う旨の公告を行った者で、当該買付等の後におけるその者の所有(これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。)に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者(当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。)をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量買付者に該当しないものとしま

者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受け若しくは承継した者、又は、(VI) 上記(I)乃至(V)に該当する者の関連者<sup>17</sup> (以下、(I)乃至(VI)に該当する者を「非適格者」と総称します。) は、原則として、本新株予約権を行使することができません。

また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません (ただし、非居住者の保有する本新株予約権も、適用法令に抵触しないことが確認されることを条件として、下記(i)②のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。)。さらに、本新株予約権の行使条件を充足していること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書を提出しない者も、本新株予約権を行使することができません。

(h) 本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

(i) 当社による本新株予約権の取得

① 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、全ての本新株予約権を無償で取得することができるものとします。

② 当社は、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権 1 個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができます。

また、当社は、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうちに非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が定める日の到来日をもって、当該者の有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のものを全て取得し、これと引換えに、本新株予約権 1 個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とします。

③ その他の取得に関する事項については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします<sup>18</sup>。

---

す。本書において同じとします。

<sup>17</sup> ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者 (当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」(会社法施行規則第 3 条第 3 項に定義されます。)をいいます。

<sup>18</sup> 非適格者に対して本新株予約権とは別の内容の新株予約権を対価として交付する旨の取得条項を定める

(j) 合併、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付  
本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

(k) 新株予約権証券の発行  
本新株予約権に係る新株予約権証券は発行しません。

(1) その他  
上記に定めるほか、本新株予約権の内容の詳細は、本新株予約権無償割当て決議  
において別途定めるものとします。

(4) 本プランの導入手続、有効期間、廃止及び変更

本プランは、株主の皆様のご意思を反映するため、本定時株主総会にお諮りし、その  
ご承認をいただくことを条件として導入されるものです。

本プランの有効期間は、本定時株主総会の終結後3年以内に終了する事業年度の  
うち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。ただし、当該時点に  
おいて、現に買付等を行っている者又は買付等を企図する者であって当社取締役会  
において定める者が存在する場合には、当該行われている又は企図されている買付  
等への対応のために必要な限度で、かかる有効期間は延長されるものとします。また、  
その有効期間の満了前であっても、当社の取締役会により本プランを廃止する旨の  
決議が行われた場合には、本プランは当該決議に従い廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、  
金融商品取引所の規程・規則等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映  
することが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うことが適切  
である場合、又は当社株主に不利益を与えない場合等本定時株主総会の決議の趣旨  
に反しない場合には、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更す  
ることができるものとします。

当社は、本プランが廃止、修正又は変更された場合には、当該廃止、修正又は変更  
の事実及び（修正・変更の場合には）修正・変更の内容その他の事項について、情報  
開示を速やかに行います。

(5) 法令の改正等による修正

本プランで引用する法令の規定は、2022年10月24日現在施行されている規定を  
前提としているものであり、同日以後、法令の新設又は改廃により、上記各項に定め  
る条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設又は改  
廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項乃至用語の意義等を適宜合理的な範囲

---

ことがあり、その詳細は、本新株予約権無償割当て決議において定めるものとします。

内で読み替えることができるものとします。

#### 4. 株主及び投資家の皆様への影響

##### (1) 本プランの導入にあたって株主及び投資家の皆様にご与える影響

本プランの導入にあたっては、本新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主及び投資家の皆様にご直接具体的な影響が生じることはありません。

##### (2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様にご与える影響

###### (a) 本新株予約権の無償割当ての手続

当社取締役会又は当社株主総会において、本新株予約権無償割当て決議を行った場合には、当該決議において割当期日を定め、これを公告いたします。この場合、割当対象株主の皆様に対し、その有する当社株式1株につき1個の本新株予約権が無償にて割り当てられます。なお、割当対象株主の皆様は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に本新株予約権に係る新株予約権者となるため、申込みの手続等は不要です。

なお、一旦本新株予約権無償割当て決議がなされた場合であっても、当社は、上記3.(1)「本プランに係る手続等」(e)に記載した独立委員会の勧告を最大限尊重し、本新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、又は本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降本新株予約権の行使期間開始日の前日までにおいては本新株予約権を無償にて取得する場合があります。これらの場合には、当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じませんので、こうした希釈化が生じることを前提に売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の影響を受ける可能性があります。

###### (b) 本新株予約権の行使の手続

当社は、割当対象株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使に際してご提出いただく書類（行使に係る本新株予約権の内容及び数、本新株予約権を行使する日等の必要事項、並びに株主の皆様ご自身が本新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言、並びに当社株式の割当対象株主の皆様のお口座への振替に必要な情報を含む当社所定の書式によるものとします。）その他の必要書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様においては、本新株予約権の行使期間内に、これらの必要書類を提出した上、原則として、本新株予約権1個当たり1円を下限とし、当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で本新株予約権無償割当て決議において定める行使価額に相当する金銭を所定の方法により払い込むことにより、1個の本新株予約権につき原則として1株の当社株式が発行されることとなります。なお、非適格者による本新株予約権の行使に関しては、上記3.(3)

「本新株予約権の無償割当ての概要」(g)の趣旨に従って、別途当社が定めるところに従うものとします。

仮に、株主の皆様が、こうした本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込みを行わなければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化することになります。

ただし、当社は、下記(c)に記載するところに従って非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引換えに当社株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続を取った場合、非適格者以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込をせずに当社株式を受領することとなり、その保有する当社株式の希釈化は原則として生じません。

#### (c) 当社による本新株予約権の取得の手続

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、これと引換えに当社株式を交付することがあります。この場合、かかる株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該本新株予約権の取得の対価として、1個の本新株予約権につき原則として1株の当社株式を受領することになります。ただし、この場合、かかる株主の皆様には、別途、当社株式の割当対象株主の皆様への振替に必要な情報をご提供いただくほか、ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書をご提出いただくことがあります。

なお、本新株予約権無償割当て決議において、非適格者からの本新株予約権の取得、その他取得に関する事項について規定されることがあり、その場合には、当社は、かかる規定に従った措置を講じることがあります。

上記のほか、割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権無償割当て決議において決定された後、株主の皆様に対して情報開示又は通知いたしますので、当該内容をご確認下さい。

## IV. 本プランの合理性

### 1. 企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上

本プランは、基本方針に基づき、当社株券等に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と交渉を行ったりすること等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保することを目的として導入されるものです。

### 2. 買収防衛策に関する指針等の要件の充足

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した企業価値ひいては株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針の定める三原則（①企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性の原則）を全て充足しています。また、経済産業省の企業価値研究会が2008年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」その他の買収防衛策に関する実務・議論を勘案した内容となっております。さらに、東京証券取引所が2015年6月に施行した「コーポレートガバナンス・コード（2021年6月11日最終改訂）」における「原則1-5. いわゆる買収防衛策」の定めを勘案した内容となっております。

### 3. 株主意思の重視

本プランは、上記Ⅲ. 3. (4)「本プランの導入手続、有効期間、廃止及び変更」に記載のとおり、株主の皆様を反映させるため、本定時株主総会においてその導入をお諮りし、ご承認をいただくことを条件として導入されます。

また、当社取締役会は、本プランに基づく対抗措置の発動の是非について、一定の場合に、株主意思確認総会において株主の皆様を意思を確認することとしています。

さらに、本プランには、有効期間を約3年間とするいわゆるサンセット条項が付されており、かつ、その有効期間の満了前であっても、当社株主総会で選任された取締役により構成される取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、当該決議に従い、本プランはその時点で廃止されることとなります。その意味で、本プランの消長には、株主の皆様のご意向が反映されることとなっています。

### 4. 独立性のある社外取締役等の判断の重視及び第三者専門家の意見の取得

本プランの発動に際しては、独立性のある社外取締役、社外監査役及び社外の有識者から構成される独立委員会による勧告を必ず経ることとされています。

さらに、独立委員会は、当社の費用において専門家等の助言等を受けることができるものとされており、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっております。

### 5. 合理的な客観的要件の設定

本プランは、上記Ⅲ. 3. (1)「本プランに係る手続等」(e)及び上記Ⅲ. 3. (2)「本新株予約権の無償割当て等の要件」にて記載したとおり、合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

### 6. デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

本プランは、株券等を大量に買い付けた者の指名に基づき当社の株主総会において選任された取締役で構成される取締役会により廃止することが可能であるため、

デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社においては取締役の期差任期制は採用されていないため、本プランは、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

以上

## 独立委員会規則の概要

- ・ 独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
- ・ 独立委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i)当社社外取締役、(ii)当社社外監査役、(iii)有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。ただし、有識者は、実績ある会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務若しくは当社の業務領域に精通する者、弁護士、公認会計士若しくは会社法等を主たる研究対象とする研究者又はこれらに準ずる者でなければならない。また、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
- ・ 独立委員会委員の任期は、本定時株主総会の終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。また、当社社外取締役又は当社社外監査役であった独立委員会委員が、それらの地位を失った場合（再任された場合を除く。）には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。
- ・ 独立委員会は、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容を、その理由を付して当社取締役会に対して勧告することができる。当社取締役会は、この独立委員会の勧告を最大限尊重して、会社法上の機関としての決定を行う（ただし、株主意思確認総会において別段の決議がなされた場合は、当該株主総会決議に従う。）。なお、独立委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、専ら自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
  - ① 本新株予約権の無償割当てその他の法令及び当社定款の下で取りうる合理的な施策（以下「本新株予約権の無償割当て等」と総称する。）の実施又は不実施
  - ② 本新株予約権の無償割当て等の中止又は本新株予約権の無償取得
  - ③ 本プランの対象となる買付等への該当性の判断
  - ④ 買付者等及び当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報及びその回答期限の決定
  - ⑤ 買付者等の買付等の内容の精査・検討
  - ⑥ 買付者等との協議・交渉
  - ⑦ 当社取締役会に対する代替案の提出の要求・当社取締役会の提出する代替案の検討
  - ⑧ 独立委員会検討期間の延長の決定
  - ⑨ 本新株予約権の無償割当て等の実施に関する株主総会招集の要否の判断
  - ⑩ 本プランの修正又は変更の承認

- ⑪ 本プラン以外の買収防衛策の導入の是非の判断
  - ⑫ その他本プランにおいて独立委員会が行うことができると定められた事項
  - ⑬ 当社取締役会が別途独立委員会に諮問し、又は別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項
- ・ 独立委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、従業員その他独立委員会が必要と認める者の出席を要求し、独立委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。
  - ・ 独立委員会は、当社の費用で、ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、税理士、コンサルタントその他の専門家の助言等を得ること等ができる。
  - ・ 各独立委員会委員は、買付等がなされた場合その他いつでも独立委員会を招集することができる。
  - ・ 独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員の全員が出席（テレビ会議又は電話会議による出席を含む。以下同じとする。）し、その議決権の過半数をもってこれを行う。ただし、やむを得ない事由があるときは、独立委員会委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行うことができる。

以上

## 独立委員会委員略歴

氏名	略歴
色部 文雄 (1949年2月5日生)	1967年3月 株式会社河合楽器製作所入社 1975年3月 ビジョン株式会社入社 2000年10月 同社執行役員営業本部副本部長 2002年3月 同社監査室チーフマネージャー 2005年4月 同社常勤監査役 2009年8月 エフルート株式会社内部監査室長 2010年11月 当社常勤監査役（社外監査役）就任（現任）
小泉 大輔 (1970年9月5日生)	1999年4月 公認会計士登録 2002年1月 新日本監査法人（現 EY 新日本有限責任監査法人）入所 2003年1月 株式会社K I Aプロフェッショナル（現株式会社オーナーズブレイン）設立、取締役 2003年6月 新日本監査法人退所 2003年7月 株式会社K I Aプロフェッショナル代表取締役（現任） 2004年9月 税理士登録 2005年6月 株式会社アールシーコア監査役 2009年11月 当社社外監査役就任（現任） 2010年6月 株式会社アイティーフォー監査役 2015年6月 株式会社アールシーコア取締役 株式会社アイティーフォー社外取締役（現任） 2018年3月 株式会社ニューズ・ツー・ユー・ホールディングス監査役（現任） 2018年5月 株式会社成和（現株式会社 LOOPPLACE）社外取締役（現任）
丸野 登紀子 (1973年7月21日生)	2002年10月 第一東京弁護士会登録 出澤総合法律事務所入所 2016年11月 当社社外監査役（現任） 2017年6月 株式会社ニチリョク監査役 2019年6月 ライト工業株式会社監査役（現任）

(注) 1. 当社は、色部文雄、小泉大輔及び丸野登紀子の各氏を株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程 436 条の 2 に定める独立役員として同取引所に届け出ております。

2. 各氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

当社の大株主の状況

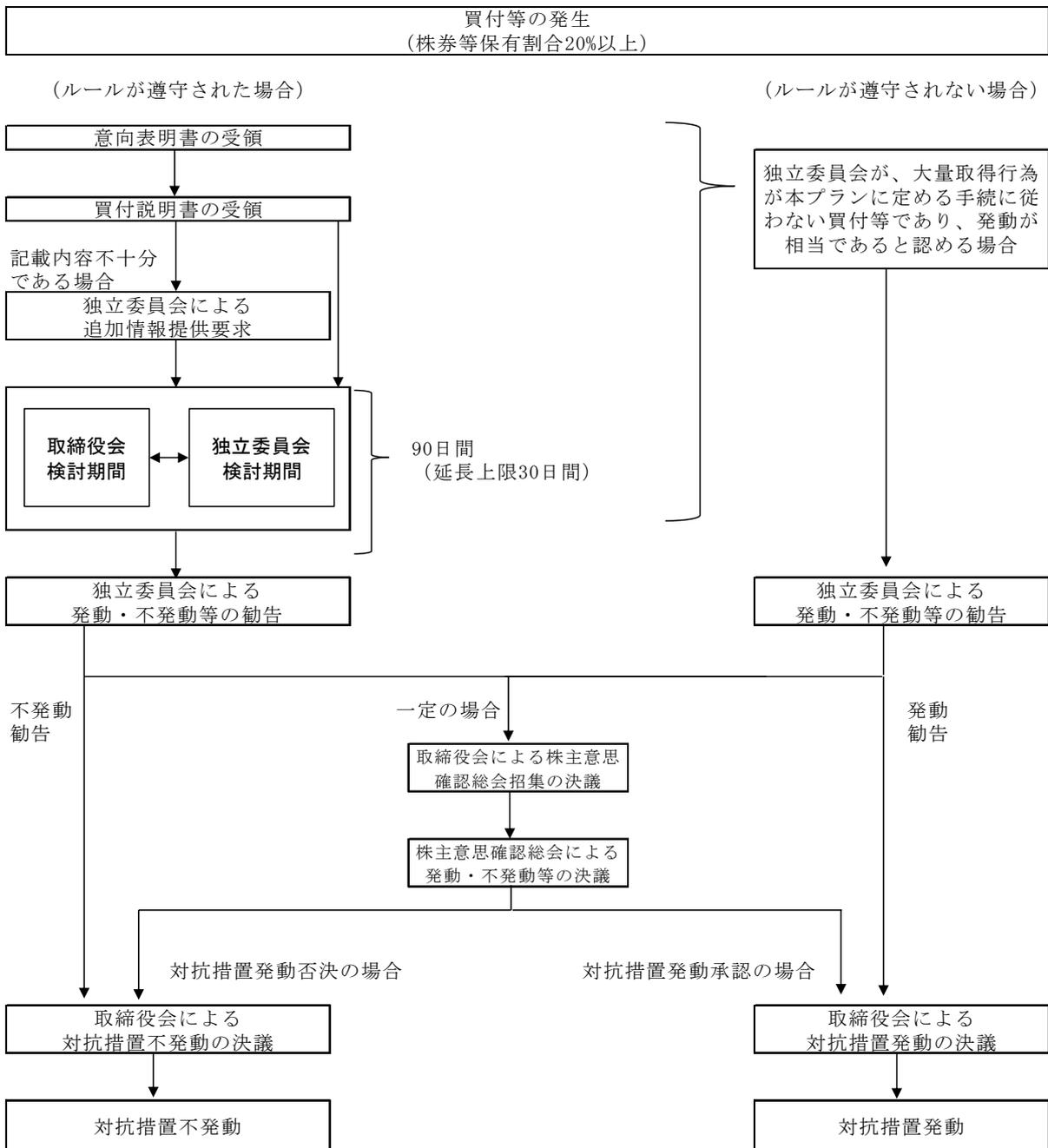
2022年8月31日現在の当社の大株主の状況は、以下のとおりです。

株主名	持株数(株)	持株比率 (%)
株式会社エンジェル・トーチ	621,300	29.99
マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社	195,000	9.41
株式会社中広	113,000	5.45
ダイオーミウラ株式会社	51,300	2.48
吉田康次郎	41,700	2.01
東海東京証券株式会社	39,200	1.89
松井証券株式会社	32,100	1.55
合同会社光造パートナーズ	29,500	1.42
吉田千映子	28,000	1.35
地域新聞社従業員持株会	27,800	1.34

(注) 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

以上

(ご参考) 本プランに係る手続のフローチャート



(注) 本フローチャートは、本プランに係る手続の流れの概要を記載したものです。本プランの正確な内容については、本文をご参照下さい。